令和6年度 公文書開示状況(11月決定分) 港湾局

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、不開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、 該当する項目に「1」を記入しています。
- <(根拠規定)条例7条>
- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。 <公文書の件名>について
- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は○○と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。

ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

				決定区分 (根拠規定)条例7条											例 7	条			
月整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	開口		存否応答拒否	1 5	2号号	3号	4号号	5 (号	6 를 5	7 8 号 号	8 9 号	不開示理由等	所管局部課等
1	R6. 9. 20	R6. 11. 19	・令和5年度 お台場海浜公園噴水施設検討委託 起案書、原議・令和5年度 海上公園水景施設検討委託 起案書、原議・令和5年度 お台場海浜公園噴水施設基本設計 起案書、原議・令和6年度 海上公園水景施設接討委託 成果物・令和6年度 海上公園水景施設検討委託 成果物・令和5年度 海上公園水景施設検討委託 成果物・令和5年度 海上公園噴水施設基本設計 成果物・令和5年度 お台場海浜公園噴水施設基本設計 成果物・会議等議事要旨記録票(東京港における新たなランドマークの設置について)(令和4年12月20日)・会議等議事要旨記録票(お台場海浜公園・水整備について)(令和6年12月1日)・会議等議事要旨記録票(お台場海浜公園・噴水整備について)(令和6年5月9日)・会議等議事要旨記録票(お台場海浜公園・噴水整備について)(令和6年7月8日)・会議等議事要旨記録票(お台場海浜公園・噴水整備について)(令和6年9月4日)	402		1							1		1			・個人を特定できる内容東京都情報公開条例第7条第2号に該当特定の個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため ・今後の事業者の事業活動及び都の検討・整備に影響のある事業者からの提案東京都情報公開条例第7条第3号及び第6号に該当法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため(第7条3号)都の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(第7条6号) ・印影、安全上配慮が必要な設備機器に関する内容東京都情報公開条例第7条第4号に該当公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるための第7条第6号に該当公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。・契約にかかる都の予定価格・契約目途額・内訳、宛先の誤記部分、都内部の事務等に関する内容東京都情報公開条例第7条第6号に該当都の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は協議に関する中立性が不あるため。・今後の検討・整備に影響のある都の内部検討案、整備に伴う影響事由を検討した内容東京都情報公開条例第7条第5号及び第6号に該当都の機関の内部又は相互面におきる書で検討とは信息思決定の中立性が定めて、公にすることにより、率直な同間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の号、都の機関又が行う事務又は事業に関する情報であっつ当者に出ていることによる目に混乱を与え苦くには、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の地質とは事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(第7条6号)	港湾局臨海開発部海上公園課